

議第45号

三島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

三島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年三島市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条第4項中「第31条第26号」を「第31条第27号」に改める。

第5条第2項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第29条第2項第4号エ中「第31条第13号」を「第31条第14号」に改め、同号オ中「第31条第14号」を「第31条第15号」に改め、同項第5号中「第31条第13号」を「第31条第14号」に改める。

第31条第7号中「第13号」を「第14号」に改め、同条第9号中「及び第16号」を「及び第17号」に、「第31条第16号及び第23号」を「第17号及び第24号」に改め、同条第26号を同条第27号とし、同条第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号に」を「第14号に」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下この号において「指定介護予防サービス等基準」という。）第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に改め、同号を同条第16号とし、同条第14号を同条第15号とし、同条第13号中「第15号」を「第16号」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号中「介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第13号。以下この号において「県指定介護予防サービス等基準規則」という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を「介護予防訪

問看護計画」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画（指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第13号。以下この号及び次号において「県指定介護予防サービス等基準規則」という。）第75条第2号に規定する介護予防訪問看護計画をいう。次号において同じ。）等の県指定介護予防サービス等基準規則において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第31条に次の1号を加える。

- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月18日提出

三島市長 豊岡 武士